

医師以外の診療従事者の現状

職種	認定主体	資格の定義	認定までのプロセス	認定に要する最低年数	資格の創設年次	認定者数	常勤を配置している拠点病院数 (H23年度現況報告より)
がん看護専門看護師	公益社団法人 日本看護協会	日本看護協会専門看護師認定審査に合格し、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識及び技術を深めた者。 ＜分野の特徴＞ がん患者の身体的・精神的な苦痛を理解し、患者やその家族に対してQOL(生活の質)の視点に立った水準の高い看護を提供する。	日本国の看護師の免許取得 →①看護系大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会が定める専門看護師教育課程基準の所定の単位(総計26単位または38単位)を取得 ②実務研修が通算5年以上あり、うち3年間以上は専門看護分野の実務研修 →認定審査(書類審査・筆記試験) →専門看護師認定証交付・登録 →5年ごとに更新(看護実践の実績、研修実績、研究業績等書類審査)	7年	1995年	432 (2013年7月現在)	106施設
がん化学療法看護認定看護師	公益社団法人 日本看護協会	日本看護協会認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる者。 ＜主な知識と技術＞ ・がん化学療法薬の安全 な取り扱いと適切な投与管理 ・副作用症状の緩和およびセルフケア支援	日本国の看護師免許を有すること →看護師免許取得後、実務研修が通算5年以上あること(うち3年以上は認定看護分野の実務研修) →認定看護師教育機関(課程)修了(6か月・615時間以上) →認定審査(筆記試験) →認定看護師認定証交付・登録 →5年ごとに更新(看護実践と自己研鑽の実績について書類審査)	6年	1998年	1168 (2013年7月現在)	318施設
がん放射線療法看護認定看護師	公益社団法人 日本看護協会	日本看護協会認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる者。 ＜主な知識と技術＞ ・がん放射線治療に伴う副作用症状の予防、緩和およびセルフケア支援 ・安全・安楽な治療環境の提供	日本国の看護師免許を有すること →看護師免許取得後、実務研修が通算5年以上あること(うち3年以上は認定看護分野の実務研修) →認定看護師教育機関(課程)修了(6か月・615時間以上) →認定審査(筆記試験) →認定看護師認定証交付・登録 →5年ごとに更新(看護実践と自己研鑽の実績について書類審査)	6年	2008年	138 (2013年7月現在)	平成23年度は未調査
がん専門薬剤師	日本医療薬学会	がん領域における薬物療法についての高度な知識・技術を用いて、医療機関において質の高いがん薬物療法を実践する者として、本学会が実施するがん専門薬剤師認定審査並びにがん専門薬剤師認定試験に合格した者	・日本国の薬剤師免許を有すること。 ・薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。 ・本学会会員であること。 ・本学会認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修履修認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。 ・本学会が認定するがん専門薬剤師研修施設において、本学会の定めた研修カリキュラムに従って、がん薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。 ・本学会が認定するがん領域の講習会を50単位以上履修していること。 ・がん患者への薬剤管理指導実績50症例(3臓器・領域以上の癌腫)を提出すること。 ・本学会が実施するがん専門薬剤師認定試験に合格すること。	5年	2009年11月1日  医療上広告が可能な専門性に関する資格認定日: 2010年5月14日	286名 (2013年1月1日現在)	92施設
がん専門薬剤師	日本病院薬剤師会	がん領域における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践するとともに、他の薬剤師に対する指導的役割を果たし、研究活動等についても行うことができる能力を有することが認められた者	認定申請資格を全て充たした者が、日本病院薬剤師会のがん専門薬剤師部門認定審査委員会及び理事会の審査を経て認定される。なお、認定期間は認定日から5年間であるが、平成21年11月1日に日本医療薬学会に制度を移管し、日本病院薬剤師会での認定は平成21年度をもって終了した。  【認定申請資格(抜粋)】 ①日本病院薬剤師会がん薬物療法認定薬剤師であり、かつ所定のがん領域の学会員 ②国際学会、全国レベルの学会等において学会発表が3回以上 ③複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域に関する学術論文が2編以上 ④日本病院薬剤師会が行うがん専門薬剤師認定試験に合格	5年	2005年	106名 (2013年7月1日現在)	107施設
がん薬物療法認定薬剤師	日本病院薬剤師会	がん領域における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践していることが認められた者	認定申請資格を全て充たした者が、日本病院薬剤師会がん専門薬剤師部門認定審査委員会及び理事会の審査を経て認定される。なお、認定期間は認定日から5年間であり、更新条件の全てを充たした認定者は、日本病院薬剤師会がん専門薬剤師部門認定審査委員会及び理事会の審査を経て資格を更新することができる。  【認定申請資格(抜粋)】 ①薬剤師としての実務経験を5年以上有し、かつ日本病院薬剤師会等の会員 ②日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師あるいは日本医療薬学会認定薬剤師等 ③日本病院薬剤師会が認定する研修施設において実技研修を3ヶ月以上履修または研修施設において3年以上、がん薬物療法に従事 ④がん領域の講習会などの所定の単位(40時間、20単位以上)を履修 ⑤がん患者への薬剤管理指導の実績50症例以上(複数の癌種) ⑥日本病院薬剤師会が行うがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格	5年	2007年	1002名 (2013年7月1日現在)	302施設

職種	認定主体	資格の定義	認定までのプロセス	認定に要する最低年数	資格の創設年次	認定者数	常勤を配置している拠点病院数 (H23年度現況報告より)
放射線治療専門放射線技師	日本放射線治療専門放射線技師認定機構	放射線治療専門放射線技師の役割は、次のとおりである。 (1) 専門的な知識と技術を高め、高度な放射線治療を円滑に行うこと。 (2) 患者の全般的な安全性と快適性に配慮して、確実な位置決め照準と適切な投与線量の照射を行うこと。 (3) 放射線治療における高度な治療計画を修得し、実行すること。 (4) 放射線治療における高度な放射線計測を修得し、実行すること。 (5) 放射線治療における放射線治療機器、治療計画装置、および関連機器・器具等の品質保証・品質管理を修得し、実行すること。 (6) 放射線治療分野の放射線安全管理を適切に実行すること。 (7) 放射線治療における医療安全対策を企画・立案し、実行すること。 (8) その他	1. 診療放射線技師の免許を有すること 2. 通算5年以上放射線治療に関する診療業務を行っていること 3. 公益社団法人日本放射線腫瘍学会、公益社団法人日本放射線技術学会、公益社団法人日本放射線技師会のいずれかに、5年以上継続して会員籍を有していること 4. 申請時より過去5年以内に、別に定める認定単位(平成24年3月改定)を20単位以上取得していること 5. その他、放射線治療に関する業績を有することが望ましい  上記の受験資格条件を満たした者が、認定試験受験(試験料2万円)の申請を行う。認定委員会にて資格審査を行い、合格者へ認定試験前日に行われる教育セミナーの受講票が送付される。例年原則8月最終土曜日に教育セミナーを開催し、翌日曜日に認定試験が開催される(本年度8/24、25)。認定試験は統合領域60分、専門基礎領域120分で行われ、試験の科目は、放射線腫瘍学、放射線治療技術、放射線計測、放射線治療機器の品質保証・品質管理、放射線治療機器、放射線物理、放射線生物、放射線安全管理、リスクマネジメント、放射線看護となっている。回答はマークシートならびに筆記試験としている。 認定試験合格者には合格通知を郵送し、資格登録料として1万円の納付後、10月1日付けで認定証書を授与している。更新は5年毎に行われ、更新の要件を満たした者に更新認定証書を授与する。	5年(放射線治療に関する診療業務として)	2005年	1,206名(現認定者1,125名、未更新者81名) (2012年10月1日現在)	293施設
医学物理士	一般財団法人日本医学物理士認定機構	放射線医学における物理的および技術的課題の解決に先導的役割を担う者で、機構が実施する医学物理士認定試験および認定審査に合格した者	標準となる認定までのプロセス ①機構認定の大学院修士課程医学物理教育コース修了(見込みを含む)、認定試験合格後、医学物理に関わる経験2年以上と30単位以上の業績評価点を得た時点で認定を申請、審査後認定。 ②機構認定の大学院博士課程医学物理教育コース2年次以降認定試験合格後、30単位以上の業績評価点を得た時点で認定を申請、審査後認定。 ③機構認定の臨床研修コース修了(博士あるいは修士の学位を有する者が対象、見込みを含む)、認定試験合格後、30単位以上の業績評価点を得た時点で認定を申請、審査後認定。他にプロセス(概要) ④認定を受けていない理工学、放射線技術系、医学系研究科医学物理教育コース修了者については①、②に臨床経験を1年をプラスした条件で認定審査。 ⑤現状では特例措置として学部卒業のみの者も対象とし、大学院修士課程相当分の経験年数を④にプラスした条件で認定審査。	認定された修士以上の教育コース終了後2年(高校卒業後8年)	日本医学放射線学会の認定制度のもとに1987年第1回認定試験を実施	790名(実数603名) (2013年4月1日現在)	172施設
細胞検査士	公益社団法人日本臨床細胞学会	細胞診スクリーニング及び技術に関する実務を責任をもって確実に実施しうる技師をいう。	資格認定試験は一次試験(筆記および細胞像試験)および二次試験(実技:スクリーニング、同定、技術)よりなり、一次試験合格者のみ二次試験が受験可能。 受験資格は、 1) 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格取得後、主として細胞診検査実務に1年以上従事したものの。 2) 臨床検査技師及び衛生検査技師の資格を有し、本法人認定の細胞診技術者養成機関を卒業したものの。 3) 4年制大学で、本法人が認定した細胞検査士養成課程修了者で大学卒業見込みのもの、及び当該課程修了者で臨床検査技師または衛生検査技師の資格を取得したものの。	1年	1969年3月第1回細胞検査士認定試験実施	6963人 (2013年7月29日現在)	353施設

※黒太枠内については各団体よりヒアリングを行い、作成